福県医発第1194号（地）
平成１７年　９月　３０日

第842号 受 17.10.11 付 小郡三井医師会

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会　長　竹　嶋　康　弘

富山県医師国民健康保険組合規約の一部改正について（通知）

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。
なお、変更内容は下記の通りです。

記

１．改正内容

現　　行		改 正 後	
７０歳以上 一定所得未満	１０分の１	**７０歳以上 一定所得未満**	**１０分の１**
７０歳以上 一定所得以上	１０分の２	**３歳未満及び ７０歳以上 一定所得以上**	**１０分の２**
上記以外	１０分の２	**上記以外**	**１０分の３**

２．施行年月日　　平成１７年１０月１日

小郡三井医師会より　　**担当理事　友清　明**

会長
2005.10.11
15:28:04 +09'00'

医療

（公印省略）

１７国援第７９号－１４
平成１７年９月１４日

福岡県医師会長　殿
福岡県歯科医師会長　殿
福岡県薬剤師会長　殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
（施設医療係）

富山県医師国民健康保険組合の規約の一部改正について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり、富山県厚生部長から通知がありましたので、お知らせします。

写

厚　第　1087　号
平成17年9月5日

各都道府県国民健康保険主管課長
富山県国民健康保険団体連合会事務局長　殿

富山県厚生部長
（公印省略）

富山県医師国民健康保険組合の規約の一部改正について（通知）

このことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可しましたので通知します。
なお、改正内容は以下のとおりですので、関係機関への周知についてよろしくお願いします。

記

1　保険者名
富山県医師国民健康保険組合

2　改正内容

改正後	改正前
（一部負担金） 第10条　保険医療機関又は保険薬局について療養費の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1)　次号から第4号までに掲げる場合以外の場合　10分の3 (2)　3歳に達する日の属する月以前である場合　10分の2 (3)　70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）10分の1 (4)　70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）第27条の2第1項に規定する者に限る）について施行令第27条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき　10分の2 (5)　前各号においては、老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。	（一部負担金） 第10条　保険医療機関又は保険薬局について療養費の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1)　組合員の場合は、10分の2とする。 (2)　組合員の世帯に属する者で次号から第4号までに掲げる場合以外の場合は、10分の2とする。 (3)　組合員及び組合員の世帯に属する者で、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）は10分の1とする。 (4)　組合員及び組合員の世帯に属する者で、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるときは、10分の2とする。

3　施行年月日
平成17年10月1日

担当　厚生企画課 国保指導係
電話（直通）076－444－3215

福岡県
国保
17.9.-9

富山県指令厚第1087号

富山市蜷川336番地
富山県医師国民健康保険組合

国民健康保険組合の組合会の議決の認可について

平成17年8月22日付け富医国第580号で申請のあった富山県医師国民健康保険組合の組合会の議決については、国民健康保険法第27条第2項の規定により認可します。

平成17年9月2日

富山県知事　石井　隆一